

# 飛騨市防災行政無線デジタル化基本構想策定業務

## 仕 様 書

令和 4 年 度

岐 阜 県 飛 騨 市

# 目 次

第1章 総 則 .....	1
第1条 目的 .....	1
第2条 適用 .....	1
第3条 委託業務名 .....	1
第4条 業務委託場所.....	1
第5条 業務委託期間.....	1
第6条 資格要件 .....	1
第7条 適用法令 .....	2
第8条 業務範囲 .....	3
第9条 一般的事項 .....	3
第10条 提出書類等.....	4
第11条 業務体制の変更等.....	4
第12条 再委託の制限.....	4
第13条 資料の貸出.....	4
第14条 成果物の所有権.....	4
第15条 疑義等 .....	4
第2章 業務内容 .....	5
第1条 設計計画 .....	5
第2条 設計協議 .....	5
第3条 現地踏査・設計条件・課題整理.....	5
第4条 基本仕様策定.....	5
第5条 基本構想の策定.....	6
第6条 基本（実施）設計業務の発注支援.....	7
第7条 関係機関協議.....	7
第3章 成 果 品 .....	8
第1条 成果品作成 .....	8

# 第1章 総 則

## 第1条 目的

飛騨市（以下「本市」という。）では、住民の安全安心を守る観点から緊急防災情報の提供について、アナログ防災行政無線施設を利用し情報伝達を行っているが、機器の老朽化により施設の更新を検討する段階に入っている。

施設の更新については、ただ単に防災行政無線施設を更新するのではなく、本市における防災情報伝達方法の在り方について、防災行政無線やケーブルテレビ、メールや SNS、スマートフォンの利用など様々な受信方法から総合的に検討・判断することが重要であると考えている。

また、近年全国各地において、地震や豪雨による河川の氾濫や土砂災害等が多発しており、的確且つ迅速な避難指示等の発令が求められている。

そのため、施設の更新については、これらの本市が抱える課題を解決し緊急防災情報の伝達方法について多面的に検討を行い、総合的な防災情報伝達の在り方について基本構想を策定し、その計画に基づき施設の更新を行うことで、更なる住民の安全で安心な暮らしを確保することを目的とする。

## 第2条 適用

本仕様書は、本市と受注者との間で締結する飛騨市防災行政無線デジタル化基本構想策定業務（以下「本業務」という。）に適用する。

## 第3条 委託業務名

飛騨市防災行政無線デジタル化基本構想策定業務

## 第4条 業務委託場所

飛騨市全域

## 第5条 業務委託期間

契約締結の日から令和5年3月20日まで

## 第6条 資格要件

受注者は、次の要件を全て満たしていること。

1. 建設コンサルタント「電気・電子部門」の登録があること。
2. 岐阜県内に本社、支店、営業所等を有していること。
3. 過去5年間（平成29年4月以降）で市町村が発注したデジタル防災行政無線同報系（QPSK方式）の設計業務に関する元請け実績があること。
4. 過去5年間（平成29年4月以降）で市町村が発注したブロードバンド施設（ケーブルテ

レビを含む) の設計業務に関する元請け実績があること。

5. 過去 5 年間 (平成 29 年 4 月以降) で市町村が発注した防災情報システム (発令判断支援システム等の機能を含む) の設計業務に関する元請け実績があること。
6. 本業務に従事する技術者は、受注者と直接且つ恒常的な雇用関係が 1 年以上あり、次の資格を有する者を配置すること。
  - 管理技術者：第一級陸上無線技術士若しくは第一級陸上特殊無線技士
  - 照査技術者：技術士「電気電子部門」
  - 担当技術者：CATV 総合監理技術者
7. 本業務は、戸別受信機の設置場所やケーブルテレビ加入者等の個人情報を取り扱う可能性があることから、受注者は契約時に適切な個人情報の取り扱いをするためプライバシーマーク (JIS Q 15001) 若しくは、飛騨市からの情報の機密性、リスクに応じた適切な情報セキュリティのためのマネジメントシステム (ISO 27001) のいずれかを保有していること。
8. 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規程に該当しない者であること。
9. 過去 10 年以内に受託した官公庁の設計業務において、設計の誤りを特定され瑕疵担保責任を請求されたことがないこと。

## 第 7 条 適用法令

受注者は、本業務の実施にあたっては、本仕様書の定めるもののほか、次の法令及び規格等に従って実施すること。

1. 電波法及び関係法令
2. 総務省東海総合通信局の無線局免許方針
3. 電気通信事業法及び関係法令
4. 有線電気通信法及び関係法令
5. 国際標準化機構標準 (ISO)
6. 日本工業規格 (JIS)
7. 日本技術標準規格 (JES)
8. 日本電気規格調査会標準規格 (JEC)
9. 建築基準法及び関係法令
10. 消防法及び関係法令
11. 産業廃棄物処理法及び関係法令
12. 建築リサイクル法及び関係法令
13. 道路法及び道路交通法
14. ARIB 標準規格
15. 飛騨市地域防災計画
16. 飛騨市諸規則
17. その他関係法規等

## 第8条 業務範囲

本業務の業務範囲は次の通りとする。

1. 設計計画
2. 設計協議
3. 現地踏査
4. 設計条件及び課題整理
5. 基本仕様策定
  - (1) 机上シミュレーション
  - (2) 無線回線構成検討
  - (3) 音達シミュレーション
  - (4) 情報配信多様化の検討
  - (5) 防災情報/発令判断支援システム等の検討
6. 基本構想の策定
  - (1) 全体計画作成
    - ① 本市における防災情報伝達に関する基本方針の策定
    - ② 事業計画スケジュール
    - ③ 基本システム構成
    - ④ 概算事業費
    - ⑤ 概算運用保守費
7. 基本（実施）設計業務の発注支援
  - (1) 発注関係資料の作成
    - ① 発注仕様書案作成
    - ② 設計予算書作成
8. 関係機関協議
9. 成果品作成

## 第9条 一般的事項

1. 受注者は、本体工事の入札に参加出来ない。
2. 本業務に伴う現地調査等に際しては、常に安全管理に必要な措置を講じるとともに、労働災害防止に努めること。
3. 現地踏査の実施に際して、公共施設を含む他人の施設又は土地等への立入り等を行う場合は、本市と事前に協議し当該管理者等の承諾を得ること。
4. 本業務の履行により知り得た相手方の情報を業務履行中は勿論のこと、本業務終了後においても第三者に漏らしてはならない。但し、一般的公知事項や相手方の了解を得たものについては、この限りではない。

## 第10条 提出書類等

受注者は、業務着手前に次の書類を提出すること。

1. 着手届
2. 管理技術者届（資格証明書類(写し)を含む)
3. 照査技術者届（資格証明書類(写し)を含む)
4. 担当技術者届（資格証明書類(写し)を含む)
5. JIS Q 15001（プライバシーマーク）若しくは ISO 27001（セキュリティマネジメントシステム）登録証明書の写し
6. 業務工程表
7. 業務計画書
8. その他本市が指示する事項

## 第11条 業務体制の変更等

第1章第10条の提出書類等により受注者が提出した書類については、原則として変更を認めない。但し、やむを得ない場合にあっては、本市・受注者協議の上、決定する。

## 第12条 再委託の制限

受注者は、本業務の全部又は一部の処理を第三者に請負わせ、又は委託してはならない。但し、予め本市の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

## 第13条 資料の貸出

本市は、業務遂行に必要な関係資料を受注者に貸し出すものとする。その際、受注者は借用書の提出を遅滞なく行うこと。なお、受注者は本市からの返却依頼があった場合、又は業務を完了した場合には遅滞なくこれを本市に返却すること。

## 第14条 成果物の所有権

本業務の実施にあたり、受注者が当該契約に基づいて作成した成果物は、本市に帰属するものとする。また、本業務の遂行にあたり第三者の著作権等に抵触するものについては、受注者の責任において適正に処理すること。

## 第15条 疑義等

仕様書に定めなき事項及び疑義が生じた場合は、本市・受注者協議によって決定するものとする。

## 第2章 業務内容

### 第1条 設計計画

受注者は、契約締結後、業務概要や業務工程、業務組織計画等を記載した業務計画書を作成し、本市の承認を得るものとする。

### 第2条 設計協議

受注者は、本市と作業着手時、中間時2回、納品時の計4回を基本とした打合せ協議を実施するものとする。また、打合せ協議後は、受注者にて打合せ記録簿を作成し、相互に確認後、本市へ提出するものとする。

### 第3条 現地踏査・設計条件・課題整理

受注者は、既存設備の設置や運用状況を確認し、本業務における基礎資料とするとともに、そこから見えてくる課題等について整理し、解決策を提案すること。

### 第4条 基本仕様策定

#### 1. 机上シミュレーション

各種デジタル防災行政無線若しくは防災情報システムの中から少なくとも3案について比較検討を行い、本市にとって最適な方式を選定すること。比較検討には、本市が希望する地域が受信可能エリアとなるよう机上シミュレーションを行うとともに、次の内容について見やすく一覧表にまとめ、各項目について評価を行い提出すること。

- (1) 通信回線
- (2) サービスエリア
- (3) 放送区分
- (4) 放送拡張機能
- (5) 情報伝達
- (6) 拡張性
- (7) 戸別受信機
- (8) 耐災害性
- (9) イニシャルコスト
- (10) ランニングコスト
- (11) メリット
- (12) デメリット

#### 2. 無線回線構成検討

前項で選定した方式に基づき、電波伝搬性・経済性・運用保守性の観点から、最適な無線回線の構成について検討を行い提案すること。その際、中継局や再送信局を新設する場合は、原則として公用地を選定し検討すること。

### 3. 音達シミュレーション

屋外拡声子局の設置候補地より、音達範囲を机上にてシミュレーションしエリア図を作成すること。なお、音達シミュレーションには、スピーカーの設置高さ及び地形の影響を反映させること。

### 4. 情報配信多様化の検討

防災行政無線の操作卓から配信される緊急災害情報を屋外拡声子局のほか、ケーブルテレビ・エリアメール・登録制メール・SNS（LINE、Facebook、Twitter 等）・防災アプリ等へ一斉配信（ワンソースマルチユース）出来るシステムの構築について検討を行うこと。

また、メーカー等から最新技術動向について調査を行うこと。

### 5. 防災情報/発令判断支援システム等の検討

国や県、気象庁等から配信される緊急災害情報は、それぞれが独立したシステムで運用されているため、緊急時の操作性が繁雑となり避難指示等の発令に遅延を生じる可能性がある。そこで、この課題を解消するため防災情報/発令判断支援システム等の導入について検討を行い、システム導入の必要性の可否について検討を行うこと。

## 第5条 基本構想の策定

防災行政無線を始めとした本市における総合的な防災情報伝達の在り方について全体計画を策定すること。なお、全体計画には少なくとも次の事項を含めること。

### 1. 本市における防災情報伝達に関する基本方針の策定

本業務の調査・検討結果から、本市にとって最適な防災情報伝達に関する基本方針について取りまとめること。なお、取りまとめについては、必須事項として防災行政無線やケーブルテレビ、メールやSNS、スマートフォン等の各種受信媒体について、防災情報伝達の対象（範囲）・耐災害性（災害リスク）・情報伝達内容（種類・方法）等から検討を行い、それぞれが持つ特徴や役割について取りまとめること。

### 2. 事業計画スケジュール

設計業務から防災行政無線システム導入・運用に至るまでの整備計画スケジュールを作成すること。

### 3. 基本システム構成

基本方針に基づき本市における防災情報伝達システムの基本構成を作成すること。なお、基本構成は、防災行政無線やケーブルテレビ、メールやSNS、スマートフォン、防災情報/発令判断支援システム等の連携が分かるよう作成すること。

また、操作性、汎用性の観点からシステム全体をシンプルな構造とし、操作卓以外にクラウド上での操作等について検討しシステム構成に反映させること。

### 4. 概算事業費作成

基本システム構成及び情報配信システムや防災情報/発令判断支援システム等について、概算整備費を作成すること。また、本市より整備計画スケジュールに基づく年度毎の概算整備費を求められた場合には、その求めに応じ作成すること。



#### 5. 概算運用保守費作成

基本システム構成及び情報配信システムや発令判断支援システム等について、導入後 15 年間の概算保守運用費を作成すること。

#### 第 6 条 基本（実施）設計業務の発注支援

受注者は、次年度に予定している基本設計又は実施設計の発注に関する発注仕様書案及び設計費等の関係資料を作成すること。なお、設計費の作成に使用する単価は国土交通省設計業務委託等技術者単価を使用すること。

#### 第 7 条 関係機関協議

総務省東海総合通信局や既存システムとの連携に関して、運用保守業者とヒアリングを行い、次年度に発注が予定されている設計業務や整備事業が円滑に進捗出来るようにすること。その際、打合せに必要な資料等は、受注者が作成し準備すること。

## 第3章 成果品

### 第1条 成果品作成

本業務の成果品として、次の資料をファイリング（横書き左綴じ）し、1部提出するとともに、電子媒体（CD-R）にし1部提出すること。

#### 1. 基本構想図書

- (1) 比較検討資料
- (2) 無線回線構成検討資料
- (3) 音達シミュレーションエリア図
- (4) 情報配信多様化の検討資料
- (5) 防災情報/発令判断支援システム等の検討資料
- (6) 全体計画書（基本方針、整備計画スケジュール、基本システム構成、概算事業費、概算運用保守費）

#### 2. 現地踏査関係資料（設計条件及び課題整理）

#### 3. 基本（実施）設計業務発注関係資料（発注仕様書案、設計業務予算書）

#### 4. 設計協議議事録

#### 5. 関係機関協議議事録

#### 6. その他、本市が指示する事項

なお、電子媒体（CD-R）は、コンピュータウイルス等のチェック済みのもので、使用するソフトは、ワード、エクセル、パワーポイント、その他一般的なソフトとすること。